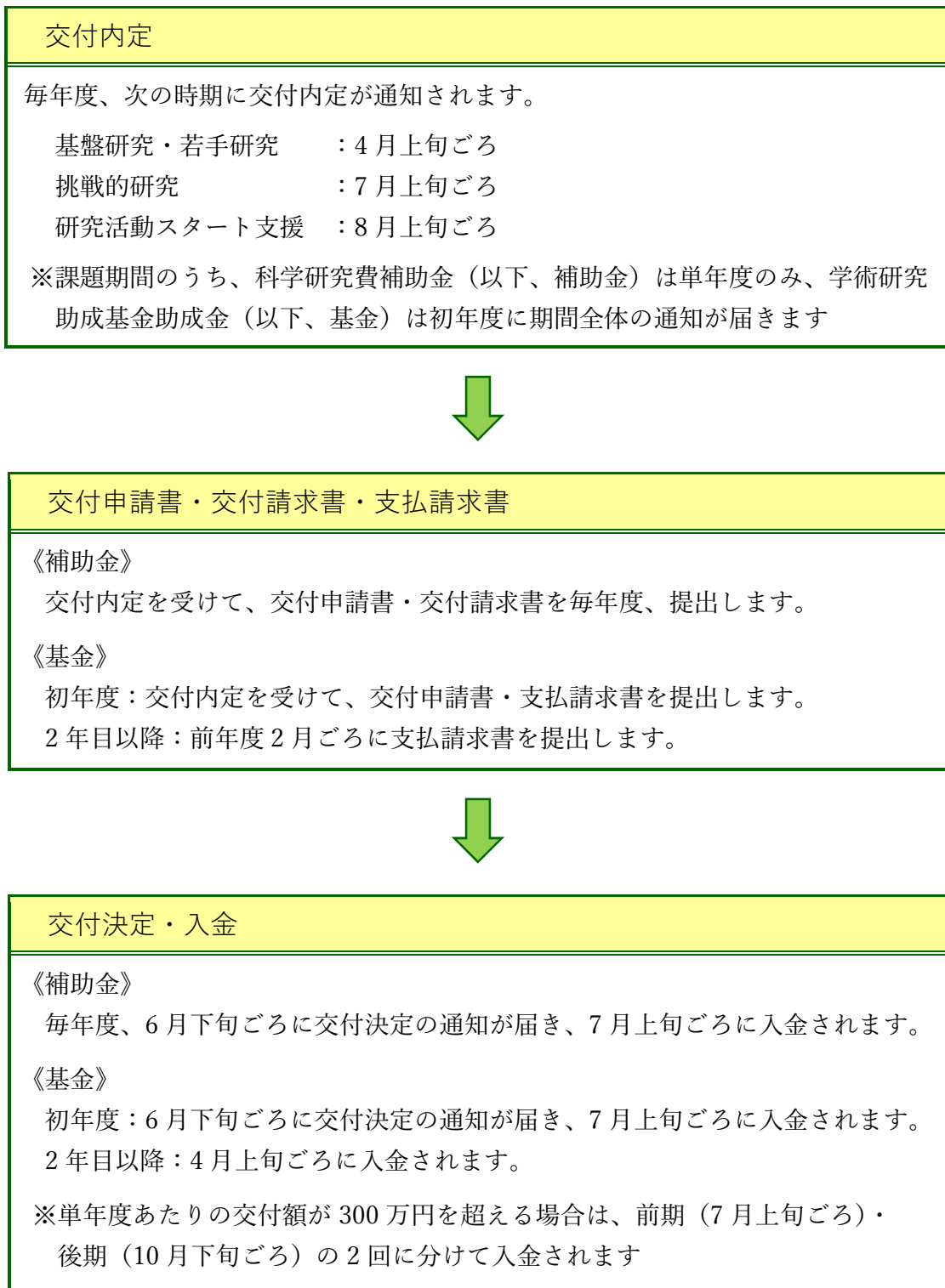


■採択後の手続きについて（文部科学省・日本学術振興会への手続き）

研究代表者は、補助条件に従い以下の手続きが必要になります。



研究活動・執行

《開始》

研究活動は毎年度、交付内定日から認められています。ただし、交付金の執行自体は入金確認後となるので、特に業者払いの支払期限にご注意ください。

《終了》

研究活動は3月末まで可能ですが、図書の購入費やILLの利用料など、一部の費用は手続きの都合上、執行期限がございました。



実績報告書・実施状況報告書・研究成果報告書

《実績報告書・実施状況報告書》

補助金：翌年度5月に実績報告書を提出します。

基金：最終年度以外は実施状況報告書を、最終年度は実績報告書を、それぞれ翌年度5月に提出します。

《研究成果報告書》

課題期間終了後、翌年度6月に研究成果報告書を提出します。

註) 他機関から分担金の配分を受ける研究分担者は、代表機関へ収支簿を提出する必要があるため、原則として3月末までに執行を完了してください。